

日本年金機構運営評議会（第 58 回）議事要旨

1. 開催日時 令和 6 年 10 月 24 日（木）10 時 00 分～11 時 50 分
2. 場 所 中央年金事務所 16 階会議室
3. 出席委員 （9 名）
会場出席委員：菊池座長、和泉委員、植西委員、佐保委員、西沢委員、
庭野委員、古川委員、山本委員
オンライン出席委員：寺田委員
4. 議題
 - ① 日本年金機構の令和 5 年度及び第 3 期中期目標期間の業務実績の評価について
 - ② その他
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

[議題①]

日本年金機構の令和 5 年度及び第 3 期中期目標期間の業務実績の評価について

- 70 歳以上の年金未請求者への勧奨について、約 6 千人から請求がない理由等についてどのように考えているか。

令和 6 年 10 月施行の適用拡大への対応のための人員を確保しているが、人員体制は十分だったか。また、今月から開始している事業所調査への人員・体制面に関する課題はないか。

- 70 歳以上の未請求者勧奨は令和元年度から行っており、令和 6 年 9 月末までに約 5.7 万人から請求書の提出を受けている。未請求者が請求を辞退している理由には、ほかに収入があるため老齢年金が支給停止になることや、老齢年金を受給することで住民税が非課税ではなくなってしまうこと等があると承知している。
- 令和 6 年 10 月施行に関して、事前に事業所を訪問して周知をした上で、施行後に全事業所に事業所調査を行うこととしている。新たに採用した特定業務契約職員は年金事務所の体制に応じて配置しており、現時点においては体制に問題はないと考えている。

- 国民年金の納付率は 80%を達成するなど、新たな目標を探す段階にあると思う。例えば、厚生年金の適用対策で源泉徴収義務者情報を活用したことのように、業務の推進に大きなイノベーションをもたらすきっかけを見つけられるといい。

徴収職員について事業所の財務状況を見極める能力を培うとあるが、研修計画はうまく進んでいるか。

大規模事業所に対する事業所調査によってどのようなことが分かったのか。また、大規模事業所にも指摘すべき点はあると以前の運営評議会において伺ったが、どのような問題があるか。

老齢年金の未請求者が請求しない理由に「住民税非課税世帯のままでいたい」というものが含まれているとのことだが、老齢年金を受給して非課税世帯を外れるよりも、非課税世帯のままでいる方がメリットが大きいのか。

- 国民年金の納付率は現場の努力もあってこれまで上昇してきたが、これ以上の実績を上げていくことについては、これまでより厳しくなることが見込まれる。若年者層の納付率が伸びているため、更に取組を強化するとともに、社会福祉協議会と連携した免除勧奨にも取り組んでおり、今後も試行錯誤しつつ、工夫して対応していきたい。厚生年金の適用対策では、雇用保険情報の利用等の新たな手法を精緻化して取り組む必要があると考えている。

徴収職員の育成では、財務諸表等の見方等について研修や講義を行うほか、国税局と人事交流をしており、困難事例等への対応方法等のノウハウを職員に展開している。

大規模事業所であっても報酬等の間違いが結構多い。賃金台帳等を事業所から電子ファイルでいただき、間違いを見つけやすくする工夫をしており、このような手法を特別法人対策部から年金事務所に展開している。

- 徴収職員の研修では、金融機関の方に講義を依頼することもできるのではないかと考えている。

大規模事業所であっても報酬等の間違いはあると聞いており、細かく調査していく。グループ企業は親会社に倣っている企業も多く、グループ内に波及するため、しっかり調査する必要があると考えている。

次の目標設定に関連して、機構の「パーパス」を作りたいと考えている。委員の皆様からのご指導等いただきたいと考えており、検討状況を報告していきたい。

- 年金を受給することで住民税非課税世帯から外れ、介護保険料や高額療養費の区分等が上がった結果、新たに負担する金額が年金額よりも大きくなるという方が一部いる。
いずれにせよ、未請求者の大半は、収入があり老齢年金が支給停止になるため請求しないという方であると承知している。
- 市町村も保険者も、受給権で判定しないとこのような者が出てきてしまう。これは介護保険や健康保険の財政にも影響する。
- 介護保険や国保等における保険料の賦課の仕方をどのように考えるかということであり、厚生労働省とも状況の共有等をしていきたい。
- 短時間労働者の適用拡大に関連して、適用となる者とならない者との線引きについて、公平性確保の観点からも、更なる拡大の方針も含め、制度の全体像を機構として周知できないか。
- 公平性の観点からもしっかりと事業所調査を実施していくことと合わせ、引き続き制度周知にも取り組んでいきたい。
- 全拠点参加型のキャンペーンによって現場の声が届いたと職員が実感し、仕事の質が高まったことが今回の評価に結びついたように、機構の質の変容が感じられて素晴らしいと感じた。
将来、様々な処理をＡＩで行うようになった時に大切なのは、主体性やクリエイティビティであると思う。更なる高みとして、世の中や組織の変化に合わせた中長期的な人材育成も行っていきたい。
新しい発想だけでなく、個人の工夫やナレッジについてＡＩを活用して集約・分類をすると業務の効率化等につながると思う。個人の工夫等が業務の効率化に資することを実感することで、モチベーションを高く保ちつつ、質の高い仕事をしていけるのではないかと思います。
- キャンペーンの実施により、現場と本部が一体となって業務方法を見直して効率化等を実現したように、制度を実務として運用することは非常にクリエイティビティがあると思う。引き続き、現場からのクリエイティブな意見を組織として生かしていけるよう、努力していきたい。

- 業務改善に関するコンテストを開催しており、年金事務所単位の様々な創意工夫が出てくるため、それを全体に共有することも行っている。

AIの発展に合わせて、人間の仕事はより複雑で質の高い仕事にシフトしていくものだと考えており、主体性も含めて人材育成は重要である。

- 無年金者や低年金者への対応として65歳まで任意加入することで受給資格を満たす方に勧奨したとあるが、対象者数と比べ、任意加入に結びついた者の数が少なく感じるが、今後どのように対処していくか。

今後、外国人は増えていくと見込まれているが、しっかり納付していただく必要があると考えている。

- 任意加入や追納により受給権に結びつく者に郵便で勧奨しているが、様々な事情で納付しない者がいる一方で、この勧奨により受給できると分かり納付された方がいることから、一定の成果があったと考えている。

外国人の人数は増加傾向にあり、様々な言語のパンフレットを使用し、制度とメリット、手続きを理解してもらえよう取り組むほか、市町村等と連携し、更に力を入れていきたい。

- 先日、機構のコールセンターに自身の年金額を相談したが、丁寧に分かりやすく教えていただき、ありがたく感じた。コールセンターの対応の良さを自分の周りにアピールしていきたい。

福祉の仕事では、保険料を納付するお金がないという無年金者は非常に多い。生活福祉資金貸付制度を利用して保険料を納付し、年金を受給して返済するというケースもあった。

- 社会福祉協議会と連携を始めているが、免除を適用することで本人の受給権の確保につながり、国民年金の納付率も上がる。受給することで生活保護費が減らせると市町村にもメリットがある。無年金者対策についても、引き続き市町村等との連携し、対応していきたい。

- 地域年金展開事業を更に拡充すべく、10月に担当部署の見直しをした。地域でどのような活動ができるか引き続き検討をしていきたい。

- 運営評議会としても、地域共生社会の実現との関係で年金事務所は何ができるかということのをこれまでも議論してきており、地域年金展開事業を拡充するというのは非常に良い方向だと感じる。

無年金者への生活福祉資金貸付制度の利用については、貸付制度の制度論としての整理・検討が必要なのではないかと考える。

- 10月からの適用拡大において、周知、広報、説明会等で社労士の活用を記載いただいております、社労士は多くの中小規模事業所に参与していることから、積極的に制度の周知に協力したい。また、社労士会では高校生や中学生に向けた学校教育事業にも力を入れており、制度の正しい理解に協力したいと考えており、今後ともよろしくお願い申し上げます。

〔議題②〕

その他

- ・ 被用者保険の適用拡大への対応状況
- ・ 事務処理誤り等（令和5年4月分～令和6年3月分）の年次公表
- ・ 第57回日本年金機構運営評議会でのご意見・ご質問について

- 「年金給付に係る事務処理誤りの総点検」等に関する対応状況表では、振替加算の誤りへの対応件数が多いが、機構の業務はどの程度システム化されていて、手計算など人が対応しているものはどのようなものか、特に複雑なものだけが残っていると理解していいか。システム化により事務が改善されたことで、対応件数は減少するのか。

- これまで公表をした振替加算の支給漏れの事案のうち、システム化により対応できる事案については、基本的にシステム化をしている。

- 平成29年頃に事象を洗い出して取り組んだ対応件数と、未払い又は過払いを清算した金額の総計を示しているのが当該資料である。項番34番までは平成29年頃に洗い出した事象であり、対応が済んでいるものが多く、35番以降は、年間で同種の事務処理誤りが3件以上あると追加し、順次システム化等の対応をしている。

- 民間でも試行錯誤して誤りがゼロに近づくよう工夫している。できる限り人が関わる部分を無くし、申請者本人に入力してもらう等の対応が必要になると考える。

- システム対応部分に関しては、基本的に間違いは起こらないが、紙の届書等の内容をパンチ入力する際に間違いが起こり得る。ダブルチェックを行っていても誤りをゼロにするのはかなり至難であるが、今後は電子申請も多くなり、更に少なくなっていく方向にあると考えている。
- 特定適用事業所とあるが、特定適用法人とした方がいいのではないか。
- 法人のほか、個人事業所があるため、特定適用事業所としている。
- 副業で収入がある者はどのような契機で把握しているのか。自己申告のため取扱いが難しいが、収入がある者が正しく届出を出すためにも広報は重要であると思う。
- 国税庁から事業所の規模と源泉徴収データをいただいているので、当該データにより二以上勤務被保険者と思われる方を把握し、該当の事業所への説明を行っている。
- 資格取得届と資格喪失届は事由発生後の5日以内に提出することが定められているが、大企業では5日以内の届出ができていないと思う。5日以内に提出している事業所の割合を教えてください。
- 割合は把握していないが、取得の場合は、傾向として保険証の関係もあり、早く届出されていると思う。なお、届出が遅れている事業所へは催促し、半年以上遅れた場合は事業所調査に入る。

(以上)